

未登記家屋所有権移転事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、家屋所有者が変更となった場合の未登記家屋の所有権移転に係る事務処理に一定の基準を定めることにより、家屋に課する税の公平性の確保及び事務の簡素化を図ることを目的とする。

(未登記家屋所有者変更届)

第2条 未登記家屋を所有権移転する事象が生じた場合は、原則として未登記家屋所有者変更届（以下「変更届」という。）をもって当該家屋の所有権を移転するものとし、その様式は別途定める。

(相続及び贈与)

第3条 登記家屋に係る登記済通知書の原因が相続及び贈与であった場合、被相続（贈与）人が所有していた登記家屋と一棟となる増築部分及び同一画地内の附属家である未登記家屋は、前条の規定にかかわらず、当該登記済通知書の内容と同様の所有権移転を行うものとする（提出された変更届に未記載となっている被相続（贈与）人が所有していた家屋についても同様の取扱いとする）。

(売買)

第4条 登記家屋に係る登記済通知書の原因が売買であった場合、売渡人が所有していた登記家屋と一棟となる増築部分である未登記家屋は、第2条の規定にかかわらず、当該登記済通知書の内容と同様の所有権移転を行うものとする（提出された変更届に未記載となっている売渡人が所有していた家屋についても同様の取扱いとする）。

(その他の原因)

第5条 第3条及び第4条の規定以外の原因である場合は、第3条又は第4条のいずれかの内容に類似する規定により取り扱うものとする。

(変更届の記名押印)

第6条 変更届に記載する被相続人以外の住所、氏名等は、原則として関係人の自署及び実印とする。ただし、相続の場合、当該未登記家屋の記載された遺産分割協議書等により既に相続人が確定しているときで、その写し（印鑑登録証明書の写しを含む）の添付がある場合はその限りでない。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項は、その都度、資産税課家屋担当で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和3年5月11日から施行するものとする。
- 2 この要領の施行日前に依頼又は受付けした変更届については、なお従前の例による。